

○恵庭市遺児手当支給条例

昭和49年3月25日

条例第18号

改正 昭和50年3月6日条例第10号

昭和59年3月27日条例第4号

平成元年3月15日条例第5号

平成24年6月13日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、疾病及び事故等により生計の中心となっていた者を失った児童を扶養する者(以下「扶養者」という。)に対して遺児手当(以下「手当」という。)を支給し、児童の健全育成と児童福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 疾病及び事故等 私病・交通事故・産業事故及び職場における事故をいう。
- (2) 児童 前号により死亡した者の遺児で義務教育終了前の者をいう。
- (3) 生計の中心となっていた者 児童を扶養していた親又はこれに代るべき者をいう。
- (4) 扶養者 親権者又は後見人等で児童と生計をともにし、扶養する者をいう。

(受給資格)

第3条 手当の受給資格を有する者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく本市の住民基本台帳に記録されている扶養者
- (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)による所得税のかからない扶養者

(受給資格の認定)

第4条 手当を受けようとする扶養者は、市長に申請し、受給権の認定を受けなければならない。

(認定要件変更の届出)

第5条 前条の規定により認定を受けた者は、当該認定要件に変更を生じた場合は、変更が生じた日から14日以内に市長に届け出なければならない。

(手当の額)

第6条 手当は年額とし、遺児1人につき次の各号に掲げる額を支給する。

(1) 未就学児童 1万2,000円

(2) 就学児童 1万5,000円

(支給方法等)

第7条 手当は、市長が受給資格を認定した日の属する月から受給権が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年3月及び9月の2期に分け、その月までの額を支給する。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その他の月に支給することができる。

3 1月あたりの手当の額は、前条に規定する額を12で除して得た額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(支給資格の消滅)

第8条 扶養者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失うものとする。

(1) 児童を扶養しなくなったとき。

(2) 本市に住所を有しなくなったとき。

(3) 児童が義務教育を終了したとき。

(4) 扶養者が所得税法による所得税の納付が確定したとき。

(支給の取消等)

第9条 市長は、扶養者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給決定を取り消し、すでに支給した手当を返還させることができる。

(1) 児童の扶養を怠っていると認められるとき。

(2) 偽り、その他不正な方法により手当を受けたとき。

(3) この条例に違反したとき。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月6日条例第10号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月27日条例第4号)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 恵庭市特別児童手当条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成元年3月15日条例第5号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月13日条例第19号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。